

直営施設の見直し方針への対応(継続案件)

○指定管理者制度を導入する施設

施設名〔所管課〕	対応状況
県営住宅 〔建築住宅課〕	○東予・南予地方局管内の県営住宅は、小規模団地が広範に分散し、効率的な管理が困難な上、入居者の決定など法令に基づく一部の事務は、引き続き県が実施する必要がある、県のみで同制度を導入するメリットは低い が、県と市町で構成する地域住宅協議会等において、県営住宅と市町営住宅の役割の見直しなどを含む効率的な運営方策について、引き続き検討を進めていく。